

〈施設利用料金〉

公園施設名	区	分	単	位	金	額 (円)	
富山県 陸上競技場	大会	有 料	1 日		139,580		
					31,100		
		無 料	半 日		15,540		
					15,540		
		練習会	1 日		15,540		
					7,770		
		練習	— 般	1 人につき2時間		280	
					学生、生徒 及び児童	160	
			— 般	1 人につき4時間		370	
					学生、生徒 及び児童	210	
	— 般		回数券(2時間 利用券11枚)		2,800		
				学生、生徒 及び児童	1,600		
	— 般		回数券(4時間 利用券11枚)		3,700		
				学生、生徒 及び児童	2,100		
	更衣室・シャワー のみ利用	1 回		100			
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	1 日		1 日の入場料の5%に相当する額に1.10を乗じて得た額(その額が167,490円に満たないときは、167,490円)			
	大型表示盤 以外に使用する場合	1時間		4,190			
				20,950			
	照明設備	1時間	全灯の2/3を 超える使用		29,550		
			全灯の1/3を超え 2/3以下の使用		19,700		
全灯の1/3以下 の使用				9,850			
会議室	1室につき1日		5,000				
	1室につき半日		2,510				
運動公園 補助競技場	練習会以外の大会	1 日		16,080			
		半 日		8,040			
	練習会	1 日		8,050			
		半 日		4,020			

公園施設名	区	分	単	位	金	額 (円)
運動公園 屋内 グラウンド	専用使用	全面利用	— 般	1時間		2,100
			学生、生徒 及び児童	1時間		1,400
		全面の2分の 1利用	— 般	1時間		1,050
			学生、生徒 及び児童	1時間		700
	全面の4分の 1利用	— 般	1時間		520	
		学生、生徒 及び児童	1時間		350	
	平日午前(4~11月) 全面使用	— 般	1時間		1,050	
		学生、生徒 及び児童	1時間		700	
	平日午前(4~11月) 全面の2分の 1使用	— 般	1時間		520	
		学生、生徒 及び児童	1時間		350	
	平日午前(4~11月) 全面の4分の 1使用	— 般	1時間		260	
		学生、生徒 及び児童	1時間		170	
	専用以外 の使用	— 般	1人につき2時間		280	
				学生、生徒 及び児童	1人につき2時間	
		— 般	1人につき4時間		370	
				学生、生徒 及び児童	1人につき4時間	
		— 般	回数券 (2時間利用券 11枚)		2,800	
				学生、生徒 及び児童		1,600
	— 般	回数券 (4時間利用券 11枚)		3,700		
			学生、生徒 及び児童		2,100	
更衣室・シャワー のみ利用	1 回		100			
照明設備	全面使用	1時間		4,920		
	全面の2分の1使用	1時間		2,460		
	全面の4分の1使用	1時間		1,230		

公園施設名	区	分	単	位	金	額 (円)
運動公園 芝生ボート 広 場	— 般		1 日		4,990	
			半 日		2,500	
	学生、生徒及び児童		1 日		2,500	
			半 日		1,250	
運動公園 ファミリー 広 場	— 般		1 日		4,990	
			半 日		2,500	
	学生、生徒及び児童		1 日		2,500	
			半 日		1,250	
運動公園 多目的広場	— 般		1面につき1日		7,480	
			1面につき半日		3,740	
	学生、生徒及び児童		1面につき1日		3,740	
			1面につき半日		1,870	
	平日午前 (7月~8月 を除く)	— 般	1面につき 午前半日		1,870	
			学生、生徒 及び児童	1面につき 午前半日		940
	照明設備		1面につき全灯の 1/2を超える使用	1時間		4,190
			1面につき全灯の 1/2以下の使用	1時間		2,100

〈備 考〉

- この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいいます。
- この表で、1日とは午前9時から午後5時まで、半日とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいいます。ただし、富山県陸上競技場をアマチュアスポーツ以外に使用する場合にあっては、1日とは午前0時から午後12時までをいいます。
- 富山県陸上競技場を利用する者(アマチュアスポーツの練習に使用する者を除く。)が知事の定める会議室を利用する場合は、当該会議室の使用料は、徴収しません。
- 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げます。
- 利用時間を短縮した場合においても、使用料は、減額いたしません。

●その他、この表についての詳しい内容等については、公園にお問い合わせください。